

圃場整備後の出作業の内容及び地点特性から見た 景観変化の意識に対する規定要因

—三重県松阪市漕代地区のまちづくり協議会を事例として—

滋賀県立大学地域共生センター 萩原 和

金沢大学人間社会研究域 富吉 満之

名古屋大学大学院環境学研究科 河村 則行

日本郵政株式会社 中辻 千明

要旨

近年、景観法の制定（2004年6月）により、住民自ら景観マネジメントに関与する事例が多くなりつつある。加えて、環境負荷の軽減、高まる防災意識などから、住民自治組織をはじめとする地縁型団体の連合体が、こうしたテーマに積極的に関与するケースが見られるようになってきた。

その一方で、都市近郊における田園空間は、都市計画法においては、市街化調整区域として一義的に括られており、必ずしも戦略的な景観保全につながる誘導がなされていない。

本研究では、市街化調整区域でしかも（農振法に基づく）圃場整備が面的になされた地区（小学校区）を対象とし、地域住民が持つ景観変化（特に今昔の移り変わり）に対する意識が、どのような要因によるのか明らかにすることを目的とした。

その結果、共同作業の内容及び地点が大きく作用し、また、どのような主体が管理するかによっても大きく異なることがわかった。住民協議会方式を採用する場合、旧住民が持つ生物多様性の認識を考慮した景観マネジメントが必要である。その意味において、住民協議会が主体的に専門的ノウハウを吸収するような場を設定するとともに、そうした位置づけを行政サイドが担保する制度を用意する必要がある。

現状では、農地・水・環境向上対策事業で組織化された主体の位置づけは非常に有効であると思われる。こうした母体を、より景観マネジメント主体として機能させる際の基盤と捉え、住民協議会と連携強化していくことが求められよう。

キーワード：景観法、景観マネジメント、住民協議会、生物多様性

The determinants for the awareness of landscape change as seen from the characteristics of the landscape management in the field after farmland consolidation

— A case study of district council town planning Koishiro district Matsusaka, Mie Prefecture —

Center of Community Co-design, The University of Shiga Prefecture

Kazu Hagihara

College of Human and Social Sciences, Kanazawa University

Mitsuyuki Tomiyoshi

Graduate School of Environmental Studies, Nagoya University

Noriyuki Kawamura

Japan Post Holdings Co.,Ltd.

Chiaki Nakatsuji

Abstract

In recent years, with the establishment of the Landscape Law (June 2004), opportunities for residents involved in landscape management

have increased. In addition, for the purpose of the mitigation of environmental impact, and to address the growing disaster prevention awareness, coalition of residents' autonomous organizations

is being introduced to facilitate landscape management.

Rural space in the city suburbs, according to the City Planning Act, is defined as the urbanization control area, which may not necessarily be connected to strategic landscape conservation.

In this study, for the area which cultivated land maintenance completed in the Urbanization Control Area, we investigated the determinants for landscape consciousness residents have. As a result, the contents and the point of bilateral work had influenced greatly. When adopting a resident conference system, the landscape management in consideration of recognition of the biodiversity which the old residents have is required. In that

sense, it is necessary to set the field residents Council as to absorb the professional know-how the initiative, to operate the system while government support.

At present, funding bodies that support “measures to conserve and improve land, water, and environment” seem to be very effective.

It is regarded as the foundation required to function as a landscape management entity, in order to work together to strengthen the residents' council.

Keyword: Landscape law, Landscape management, Council residents, Biodiversity

I はじめに

近年、景観法の制定（2004年6月）により、住民自ら景観マネジメントに関与する事例が多くなりつつある。加えて、環境負荷の軽減、高まる防災意識などから、住民自治組織をはじめとする地縁型団体の連合体が、こうしたテーマに積極的に関与するケースが見られるようになってきた。

そもそも景観法は、都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のための規制、景観整備機構による支援等所要の措置を講ずる我が国で初めての景観についての総合的な法律である。特に、景観を正面から捉えた基本的な法制を整備し、

- ・ 景観を整備・保全するための基本理念の明確化
- ・ 国民・事業者・行政の責務の明確化
- ・ 景観形成のための行為規制を行う仕組みの創設
- ・ 景観形成のための支援措置の創設等

が盛り込まれた（国土交通省（2005））。

法律制定から10年を経て、景観法に関わる研究成果も積み上げられつつある。例えば、松本ら（2013）および姫野ら（2013）による景観法に基づく広域景観計画の役割と運用実態の研究をはじめ、小林ら（2012）は、景観法制定前後の景観形成基準文の変化に関する分析を通じて、これまでの自主条例による景観規制・誘導との違いを考察している。さらに北山ら（2012）は、景観マスタープランの計画構成と運用の変遷および実効性に関する研究を通じて、各自治体で策定されているマスタープ

ランの類型化を試みている。

その一方で、景観規制・誘導の実務レベルでの実状に目を傾けると、都市計画法に基づく都市近郊における田園空間は、市街化調整区域として一義的に括られており、必ずしも戦略的な景観保全につながる誘導がなされていない。こうした実状を示した指摘として、武内和彦（2008）が指摘するように、高度成長期の時代には都市と農村を峻別する「（都市計画法と農業振興地域の整備に関する法律（以下、農振法）に基づく）土地利用調整」が計画的であったものの、今後、成熟社会を迎え、かつ都市の成長が課題を生じるに至っては、都市農村を融合、連携強化する視点が求められると言及している。

こうした背景を踏まえると、市街地調整区域における田園空間は、土地利用調整として都市計画法、農振法がオーバーラップする中で、景観マネジメントの主体としての住民（農家あるいは非農家）がどのように地域をゾーニングしていくべきかを考える必要があるが、住民相互の景観意識のコンセンサスを得るような場づくりや組織化はまだ緒に就いたばかりである。

ところで、日本においてはもともと小学校区単位での地域コミュニティ活動の基盤があり、近年では平成の大合併を背景とした新たな住民協議会の設立などが多く見られる。その意味において、こうした地域の社会ネットワークを活用した住民協議会方式の景観マネジメント主体の形成は、市街化調整区域等の新たなゾーニングを先導する上でも意義あるものと考えられる。特に、住民相互の景観意識のコンセンサスを得るためにも、地域の景観変化に対する意識が、如何なる着目点（本研究では規定要因と読み替える）によって生じているのかを明らかにすることが必要である。こうした景観意識の規定要因

に関する研究では、例えば、恵谷ら（2007）が、農村地域を対象として、地域内の景観形成に関わる住民認識と行動を構造化することで、景観意識の醸成プロセスを明らかにしている。また、山本・横張（1991）は、アンケート調査を用いた地域住民による農村景観評価の把握を試みた結果、具体的な評価対象を提示することにより、地域全般について言葉のみで質問した場合に比べて、言葉の持つイメージや農地に対する期待等が景観保全機能の評価に与える影響を排除または緩和できるとした。さらに唐崎ら（1999）は、都市近郊の農村集落の戦後の景観を対象として、景観構成要素の変化とそれらの要因を抽出することで、景観変化を把握する分析視点を提示した。

一方、景観マネジメント主体の形成過程を検証した研究としては、北澤（2009）による都市農村交流を活用した農村景観の保全・形成活動に関する分析がある。また、本田・山下（2010）は、農地・水・環境保全向上対策¹⁾への参加条件と地域ぐるみ共同活動の実状を明らかにし、「維持管理の資金不足」が同対策への参加を促す要因であること、さらに用水等の老朽化が比較的進んでいない集落では非農家の理解や事務手続き等が参加を妨げる要因であると指摘している。

このように一連の既往研究では、「景観意識の評価」と「景観マネジメントの主体形成」の観点から、鋭意、調査研究がなされているものの、景観マネジメントの特性（作業内容や地点等）から生じる景観変化の意識に対する規定要因について詳細な検討がなされていない。

そこで、本研究では、市街化調整区域でしかも（農振法に基づく）圃場整備が面的になされた地区（小学校区）であり、新たな住民自治組織を設立しつつ、非農家を含めた地域ぐるみによる景観マネジメントの新しい仕組みを構築しつつある事例を対象とする。これによって地域住民が持つ景観変化（特に今昔の移り変わり）に対する意識が、どのような要因によるのか明らかにすることを目的とする。

II 調査対象地域の選定および地区の概要

1 調査対象地域

本研究が対象とする地区（小学校区）は、三重県松阪市漕代（こいしろ）地区である（図1）。当地区は、櫛田川下流と祓川（はらいがわ）に挟まれた平地に位置し、櫛田川上流から、法田、伊勢場、横地、目田、早馬瀬、稲木、高木の7つの集落で構成されている。もともと水田・畑とも不整形でかつ狭小であり、農道・用排水路とも未整備で、機械の搬出入に苦慮し、営農に支障をきたしていた。こうした課題に対処するため、圃場整備（漕

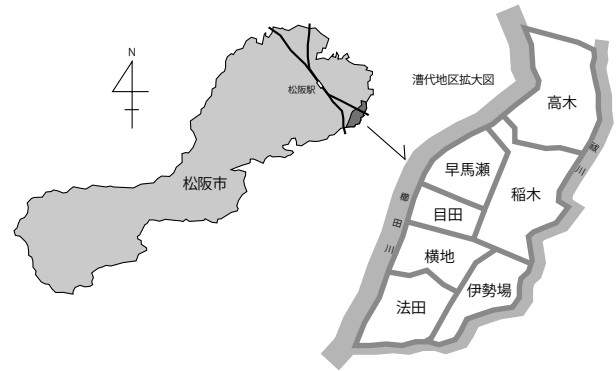


図1 調査対象地域

代地区県営大区画ほ場整備事業）を実施し、整備完了後の営農状況は水稲がほとんどを占め、畑では野菜、飼料作物の他ハウスも点在している。樹園地では梨、柿が栽培されている。農家経営規模は平均1.03ha／戸と比較的大きく近年流動化が徐々に進んできている（表1、漕代営農組合資料より作成）。

表1 漕代地区の概要

まちづくり協議会のテーマ	面積 (ha)				農家経営規模 (ha)	人口	世帯数
	総数	田	畑	樹園地			
地域統括部会	282	260	19	3	1.03	2,148	796
いきがいの育成部会							
福祉部会							
健康スポーツ部会							
緑化・環境部会							

2 松阪市における住民協議会システムの概要

同市の住民協議会システムは、2004年3月に松阪市長に答申された「松阪市地域マネジメント構築検討審議会答申書」をもとにしており、小学校区単位での地域マネジメントの実現を目指している。合併後の同市に必要な「都市内分権²⁾」と「住民自治の拡充」の二本の柱が提案されており、漕代地区における住民協議会である「漕代まちづくり協議会」においても、そうした理念のもとで2007年5月に地区内の地縁組織が連携して、同組織が設立された。なお、一連の新たな住民協議会の設置は2012年に完了しており、市域内の全43地区に及ぶ。

3 漕代まちづくり協議会の概要

同協議会には、「地域統括部会」「いきがいの育成部会」「福祉部会」「健康スポーツ部会」「緑化・環境部会」の5つの部会があり、本研究が扱う景観マネジメントに関わる部会は、「地域統括部会」「緑化・環境部会」の2つの部会の関連が深い（表1）。まず、「地域統括部会」では、「ゴミのない漕代（3R運動）」、「祓川を美しくする推進協議会の事業への取り組み」、「生態系保全への取り組み」、「水質保全への取り組み」、「伊勢街道のまちおこ

しの取り組み」が活動計画に位置付けられている。また「緑化・環境部会」では、「こいしろクリーンネット21協議会（農地・水・環境保全向上対策の実行主体）による農地管理」、「農地・水・環境向上対策への取り組み（出合などのソフト事業）」、「農村環境向上活動」が実施されており、営農活動と連動した活動がなされている。

Ⅲ 調査・分析方法

1 調査方法

本研究では、景観変化の意識に関してアンケート調査を行うとともに、漕代地区内の景観マネジメントに関わる事業内容を、ヒアリングおよび提供資料³⁾によって把握した。まず、アンケートに関しては、漕代地区の全世帯数のうち、漕代まちづくり協議会のメンバーである500世帯に配布した。回収状況は416部、回収率は83.2%であった。ヒアリングに関しては漕代まちづくり協議会の役員（協議会会長および自治連合会会長、7つの集落の自治会長、公民館長）に対して行い、各集落およびまちづくり協議会における景観マネジメントの実態把握とアンケート結果に対する追試的な調査を実施（2013年3月19日）した。

2 分析の枠組み

本研究では、図2に示すような手順により分析・考察を行った。まず、(Ⅰ)および(Ⅱ)においては、伝統的な地域の共同作業である「出合」(後述の3において解説)の実態をヒアリング調査に基づき整理し、地区内を出合の作業内容及び作業地点の特性によってゾーニング(後述の3において手順を記載)する。その上で、(Ⅲ)において、上述のアンケート調査から景観変化の意識に関する規定要因を探索し、(Ⅳ)において、住民協議会方式の景観マネジメントに求められる留意すべき項目を指摘し、その改善方策を提示する。なお、分析において

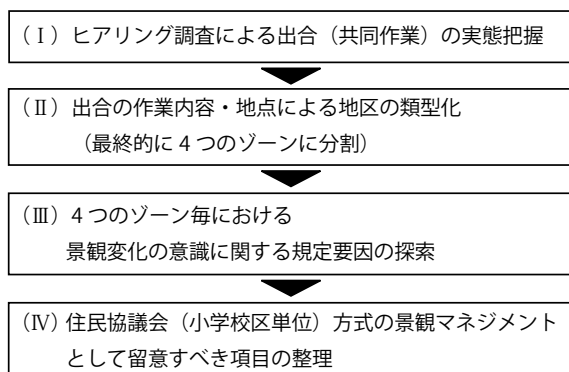


図2 本研究の枠組み

はIBM社SPSS PASWStatistics21によって分析を用い検証した。

3 出合の特性から見た範囲設定

そもそも「出合」とは、「昔から続けられてきた水路の溝掃除や農道の草刈りなど共同作業」のことであり、農村地域では、集落ごとの取り決めによって原則、無償で作業を実施してきた(農地保全研究会2008)。本研究では、市街化調整区域でかつ圃場整備がなされた同地区内の特性を測る視点としてこの「出合」の実施箇所とその作業内容に着目する。この理由として、農村における景観マネジメントは、景観要素としての農業施設の維持管理と密接に関わっている点、さらに出合自体が、地域コミュニティのボランティア活動によって維持され、それぞれの地点において住民相互の景観意識が醸成しうる点があげられる。

こうした観点に基づき、本研究では、漕代地区の各集落にヒアリングを行い、出合の実施箇所とその作業内容

表2 漕代地区における出合の実施状況

ケース	項目	法田・伊勢場・横地	目田・早馬瀬	稲木	高木
農家のみ	出合回数	1回	1回 (早馬瀬はなし)	1回	3回
	1回あたりの参加人数	20~60人 (伊勢場はなし)	20人 (早馬瀬はなし)	20人	33回
	欠席時の負担金	なし (横地は3,000円)	なし	なし	なし
農家 非農家 合同	出合回数	4~6回	4~5回	3回	5回
	1回あたりの参加人数	20~90人	20~30人 (早馬瀬は3月のみ70人)	40人	75人
	欠席時の負担金	約3,000円	目田：年間10,000円 早馬瀬：2,500円	なし	なし
その他 共同作業 (PTA 等)	1年あたりの作業回数	2~3回 (伊勢場は12回)	目田：12回 早馬瀬：1回	なし	6回
	1回あたりの参加人数	20~50人	5~20人	なし	45人

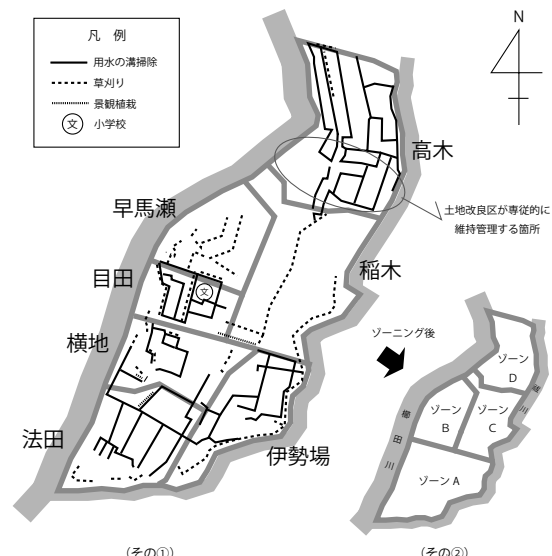


図3 出合の作業内容及び地点

(表2)を地図上に転記した。ここで得られた内容から図3のような区割りでゾーンごとの景観意識の規定要因を検証することとした(分割の手順は後述Ⅳの1に記載)。

Ⅳ 分析結果

1 地区内の出合(共同作業)を踏まえたゾーニング

まず、各7集落にヒアリングした出合に関する項目は表2のとおりである。特徴として、農家単独の出合作業よりも、農家・非農家が合同で行われる出合が多く、集落ぐるみで実施されている。また、欠席時における負担金を求める集落もあり、農家非農家の区別なく徴収している集落(法田、伊勢場、横地、目田、早馬瀬)もある。

個別的にみると「法田・伊勢場・横地」では、出合(農家単独、農家非農家合同とも)の頻度が他ゾーンよりも多く、PTAをはじめとする出合作業以外の共同作業への関与も多い。特に図3(その①)で示すように、溝掃除の比率が高く、かつ祓川の河畔における草刈りも広範囲に渡っている。ただし、櫛田川河岸は国が管理するため、出合自体は存在しない。

「目田・早馬瀬」においては、早馬瀬が農家のみの出合作業を実施していないものの、農家非農家合同の出合作業を行い、また早馬瀬では、3月期において70人規模が集まって実施する大規模な出合が実行されている。このゾーンでは、目田における溝掃除と目田から早馬瀬にかけて実施される草刈りが主な作業となる。また「法田・伊勢場・横地」と同様、櫛田川における河岸の作業は行われていない。

「稲木」では、農家のみの出合作業は1回、農家非農家合同の作業は3回であり、他のエリアと比べて、出合作業の頻度は少ない。その理由として、ゾーン内の作業内容が草刈り主体であることがあげられる(家の軒先や公共施設等の草刈りや溝掃除は個人単位で対応するため、出合作業の範疇ではない)。

「高木」では、農家非農家の出合作業が5回であり、またその動員人数は毎回75人と規模が大きい。この理由は、エリア全体に張り巡らされた用水の溝掃除が生じるからである。農業施設管理の主体として土地改良区が管理する部分も多いのも特徴である。以上の特徴を踏まえ、図3(その②)に示すように「法田・伊勢場・横地」を「ゾーンA(櫛田川、祓川に挟まれた上流部)」、「目田・早馬瀬」は「ゾーンB(櫛田川右岸にある地区の中心部)」、「稲木」は「ゾーンC(祓川左岸にある地区の中心部)」、「高木」は「ゾーンD(櫛田川、祓川に挟まれた下流部)」としてゾーニングすることとする。

表3 アンケート調査の設問内容

設問	設問内容	平均	標準偏差	選択肢	選択肢
設問1	景観の変化(意識)	2.87	0.669	4段階	1.全く悪くなっている 2.どちらかという悪くなっている 3.どちらかという良くなっている 4.非常に良くなっている
設問2	性別			カテゴリーデータを「0, 1」としてダミー変数化	
設問3	年齢	64.34	13.498	数値	
設問4	出身(地区内外の別)			カテゴリーデータを「0, 1」としてダミー変数化	
設問5	生態系の変化(意識)	1.74	0.729	4段階	1.全く悪くなっている 2.どちらかという悪くなっている 3.どちらかという良くなっている 4.非常に良くなっている
設問6	地区の中心部のまちなみ	3.29	0.690	5段階	1.重要でない 2.あまり重要でない 3.どちらとも言えない 4.やや重要 5.とても重要
設問7	地区を囲む水田と畑	3.65	0.852		
設問8	地区に残る森林(竹林)	2.86	0.834		
設問9	歴史旧跡	3.15	0.646		
設問10	用水・ため池の水辺環境	3.24	0.880		
設問11	地区の河川	3.26	1.008		
設問12	幹線道路沿い	3.22	0.875		
設問13	新鮮・安全な食料提供	4.31	0.845		
設問14	水源涵養	4.07	0.913		
設問15	土砂の流出防止	3.92	1.006		
設問16	生物多様性の保持	4.02	0.860	4段階	1.全く参加しない 2.ほとんど参加しない 3.時々参加 4.いつも参加している
設問17	やすらぎ・憩いの場	4.03	0.877		
設問18	農村文化を伝える場	3.63	0.910		
設問19	災害時の避難場所	4.37	0.901		
設問20	地域経済への貢献	3.82	0.911		
設問21	近所づきあい	3.41	0.907		
設問22	安全性(防犯)	3.15	0.863		
設問23	安全性(防災)	3.06	0.908		
設問24	農地・水・環境活動(参加度)	3.57	0.799		
設問25	自治会、子ども会、老人会(参加度)	3.37	0.828		
設問26	地域の祭り・イベント	3.11	0.858		
設問27	ゾーンA(法田・伊勢場・横地)			カテゴリーデータを「0, 1」としてダミー変数化	
設問28	ゾーンB(目田・早馬瀬)				
設問29	ゾーンC(稲木)				
設問30	ゾーンD(高木)				

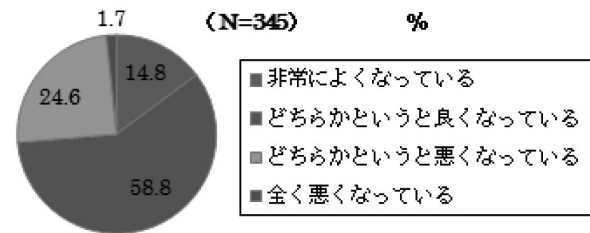


図4 景観変化の意識(地区全体)

2 景観変化(意識)に関する規定要因の探索の手順

まず、漕代地区全体を通じたアンケート調査データを単純集計したところ表3のような記述統計量となった。特に図4が示すように、景観変化の意識については14.8%が、「非常に良くなっている」と感じており、58.8%が「どちらかという良くなっている」と肯定的な意見を持っている。その一方で、24.6%は、「どちらかという悪くなっている」と回答している。

以上のようなデータをもとに、地域住民における景観変化に関する意識における規定要因を探索するため重回帰分析(4つのゾーン別(設問27~30))を行った。この際、ステップワイズ法によって「被説明変数の設問1」、「説明変数の設問2~26(24項目)」を投入し、結果を得た(表4)。

3 景観変化(意識)の規定要因(ゾーン別)

(1)「ゾーンA」の場合

設問1(景観変化に対する意識)を被説明変数(n =

表4 4つのゾーン別に見た
景観変化の意識に対する規定要因

注: *** p < 0.01 ** p < 0.05 * p < 0.1

被説明変数(設問名)	設問1 景観変化に対する認識			
	①ゾーンA	②ゾーンB	③ゾーンC	④ゾーンD
設問23 安全性(防災)	0.161*			
設問20 地域経済への貢献	0.289***			
設問3 年齢	0.294***	0.188**		
設問7 地区を囲む水田と畑	0.339***	0.337***		
設問14 水源涵養	-0.253***			
設問8 地区に残る森林(竹林)		0.418***		
設問10 用水・ため池の水辺環境		0.251**		
設問11 地区の河川			0.45***	
設問24 農地・水・環境活動(参加度)			0.368***	
設問5 生態系の変化(意識)			0.208**	
設問12 幹線道路沿い				0.693***
設問22 安全性(防犯)				0.403***
設問16 生物多様性の保持				-0.327**
R2	0.433	0.720	0.494	0.879
自由度調整済R2	0.394	0.692	0.464	0.851

73)とした場合、自由度調整済みR2は、0.394で有意であり(F(5,72) = 11.011, p < 0.01)、設問20「(農地の)地域経済への貢献」:($\beta = 0.289$, p < 0.01)、設問3「年齢」:($\beta = 0.294$, p < 0.01)、設問7「地区を囲む水田と畑(美しさ)」:($\beta = 0.339$, p < 0.01)が有意な正の関連を示し、設問23「安全性(防災)」:($\beta = 0.161$, p < 0.1)が正の関連を示していた。一方、設問14「(農地の)水源涵養」:($\beta = -0.253$, p < 0.01)が有意な負の関連を示していた。

(2)「ゾーンB」の場合

設問1(景観変化に対する意識)を被説明変数(n = 42)とした場合、自由度調整済みR2は、0.692で有意であり(F(4,41) = 26.307, p < 0.01)、設問8「地区に残る森林(竹林)(美しさ)」:($\beta = 0.418$, p < 0.01)、設問7「地区を囲む水田と畑(美しさ)」:($\beta = 0.337$, p < 0.01)が有意な正の関連を示し、設問10「用水・ため池の水辺環境」:($\beta = 0.251$, p < 0.05)、設問3「年齢」:($\beta = 0.188$, p < 0.05)が正の関連を示していた。

(3)「ゾーンC」の場合

設問1(景観変化に対する意識)を被説明変数(n = 54)とした場合、自由度調整済みR2は、0.464で有意であり(F(3,53) = 16.291, p < 0.01)、設問11「地区の河川」:($\beta = 0.450$, p < 0.01)、設問24「農地・水・環境活動(参加度)」:($\beta = 0.368$, p < 0.01)が有意な正の関連を示していた。また、設問5「生態系の変化の認識」:($\beta = 0.208$, p < 0.05)が正の関連を示していた。

(4)「ゾーンD」の場合

設問1(景観変化に対する意識)を被説明変数(n = 17)とした場合、自由度調整済みR2は、0.851で有意であり(F(3,13) = 31.488, p < 0.01)、設問12「幹線道路沿い(美しさ)」:($\beta = 0.693$, p < 0.01)、設問22「安全性(防犯)」:($\beta = 0.403$, p < 0.01)が有意な正の関連を示していた。一方で、設問16「(農地の)生物多様性の保持(重要度)」:($\beta = -0.327$, p < 0.05)で負

の関連を示していた。

以上のように、景観変化の意識を規定する要因は、出合の作業内容や地点によって大きく違いを生じていた。

V 考察

本章では、分析結果を踏まえて、景観変化の意識を規定要因にどのような意味が包含されているのか、ヒアリング調査を含めた考察を行う。

1 ゾーンA(榑田川、祓川に挟まれた上流部)

ゾーンAでは、「地区を囲む水田と畑(美しさ)」、「(農地の)地域経済への貢献」、「安全性(防災)」の観点から、景観変化を認識する傾向がある。また、「年齢」によって景観変化の認識が規定されるといった特徴を有している。つまり、景観変化の経年的な捉え方が集落住民の年齢によって顕著になることを示している。その一方で、「(農地の)水源涵養」については、景観変化の認識において負の関連を示すことから、水源涵養という機能性から見れば、景観変化を望ましいものと捉えない傾向が示唆される。この理由として考えられるのは、図3で示したように、ゾーン内に張り巡らされた用水施設の多さ、榑田川と祓川の分流点に位置する立地特性である。こういった特徴が農地や用水の「機能性」に着目する傾向に影響するものと思われる。

2 ゾーンB(榑田川右岸にある地区の中心部)

ゾーンBでは、地区に残る森林(竹林)が景観変化の認識を大きく規定している。この理由としては、地区を代表する社寺林による景観保全が、ゾーン内に居住する集落住民の意識に作用しているためと考えられる。続いて「地区を囲む水田と畑(美しさ)」、「用水・ため池の水辺環境(美しさ)」、「年齢」が景観変化の認識を規定している。つまり、ゾーンAと同様、年齢を積み重ねる中で、景観の経年的な変化をセンシティブに捉える傾向にある。

3 ゾーンC(祓川左岸にある地区の中心部)

ゾーンCでは、「地区の河川(美しさ)」が景観変化の認識を大きく規定している。この理由としては、祓川は河岸や河床の構造が自然にはほぼ近い状態で残っており、タナゴ類などの淡水魚類や二枚貝類が豊富に生息していることがあげられる。また、祓川は重要湿地に指定されており、カワセミなどの水辺の鳥類も観察されるなど生態系が保全されているゾーンである(祓川環境保全協働ビジョンより引用)。加えて、図3に示すように、祓

川の河岸における大規模な出合（草刈り）が行われている。こうした背景が、「生態変化の認識」や「農地・水・環境活動（参加度）」が景観変化の認識に作用したと考えられる。

4 ゾーンD（櫛田川、祓川に挟まれた下流部）

ゾーンDでは、「幹線道路沿い（美しさ）」や「安全性（防犯）」が景観変化の認識を大きく規定している。この理由としては、櫛田川の堤防沿いの県道が、国道23号のアクセス道路として機能しており、同ゾーンの重要かつ象徴的なインフラとして認識されていること、また防犯面として考えた場合、夜間の櫛田川河岸（集落から離れた場所に存在）、広大な田園空間といった特徴が景観変化の認識にも作用しているためと考えられる。その一方で、「（農地の）生物多様性の保持」においては、景観変化の認識において相反する関連を示している。この理由としては、大規模な圃場整備がゾーン内でくまなく実施されたこと、また下流に位置するがゆえに大水害等に見舞われる危険個所が多く、生物多様性の保持よりも、用水やため池が機能的に排水されること（ヒアリングによると上流部よりも溝掃除の作業負担が重い）を最優先に考える土地柄が影響している。

5 考察のまとめ

以上、一連の考察を整理すると、「ゾーン別」に見た場合は、河川（上流、下流の別）や用水の立地特性が、さらに生物多様性に対する認識において大きな違いを生じていた。特に、都市近郊の農村地域（圃場整備完了）における景観変化の意識を規定する要因は、出合の作業内容や地点によって大きく異なることがわかった。具体的には、農業インフラ（用水やため池など）や河川の管理形態、また災害が発生しやすい土地かどうか、さらに河岸が手付かずの生態系を保持した河川（本研究では祓川）であるかなどの条件によって、景観変化の認識が左右することが示唆された。

注

- 1) 農地・水・環境向上対策事業とは、2007年度から地域共同による農地・農業用水等の資源の保全管理と農村環境の保全向上の取組に対し支援する農林水産省の事業。2012年度からは、集落を支える体制の強化や仕組みの簡素化を図り、2016年度までの対策として継続している。
- 2) 都市内分権とは、地域課題の解決に地域で取り組む仕組みづくりを推進しながら、できるだけ地域に近いところで総合的な行政サービスの提供を行う仕組みのことである。
- 3) 提供資料は、2012年度の漕代まちづくり協議会資料および出合の作業地点と内容を記載した住宅地図等である。

参考文献

惠谷浩子・村松真・麻生恵 [2007]「農村地域における景観形成に関わる住民の認識と行動の構造化、日本造園学会全国大会研究発表論文集(25)」、ランドスケープ研究 70(5)、575-578。

VI おわりに

本研究の総括として、景観マネジメントを実施において、小学校単位での住民協議会方式を採用する場合の留意点を整理する。まず、多様な地域住民を巻き込む上でも、旧住民が持つ生物多様性の認識の相違を踏まえるとともに、水源涵養という視点を共有しつつ、集落の立地特性に配慮した地区全体の景観マネジメントを描く必要がある。特に、ヒアリングでも明らかになったように、下流域における出合は、上流域に比べて負担が大きい。一口に景観マネジメントといっても、花いっぱい運動やメダカの放流などのように華やかなものばかりではない。こうしたことを踏まえてみても、より持続的な出作業が実行できるような地区戦略や組織体制が求められる。

また、都市計画法で市街化調整区域として一面的にゾーニングされるとしても、水系の上流、下流という水の動きやそれに伴う植生特性、地形特性を踏まえた個別的なマネジメントを空間的に把握する必要がある。その意味において、住民協議会が主体的に専門的ノウハウを吸収するような場を設定するとともに、そうした位置づけを行政サイドが担保する制度を用意する必要がある。

現状では、農地・水・環境向上対策事業で組織化された主体（漕代では、こいしろクリーンネット21協議会に相当）の位置づけは非常に有効であると思われる。こうした母体を、より景観マネジメント主体として機能させる際の基盤と捉え、住民協議会（本研究では漕代まちづくり協議会）と連携強化していくことが求められよう。

謝辞：アンケート調査にご協力いただいた漕代地区の地域住民の方々、ヒアリング調査にご協力いただいた漕代まちづくり協議会の関係者の方々に、ここに記して感謝申し上げます。なお、本研究は、科研費（26289212）の助成を受けて実施されたものである。

- 唐崎卓也・深山一弥・安中誠司 [1999]「農村景観の変化の分析手法に関する基礎的研究」、農村計画論文集 1、61-66。
- 北澤大佑 [2009]「都市農村交流を活用した農村景観の保全・形成活動に関する分析：岐阜県恵那市富田地区を事例として」、農村計画学会誌 27、185-190。
- 北山武・三輪康一・栗山尚子・齋藤和久 [2012]「景観マスタープランの計画構成と運用の変遷および実効性に関する研究」、日本建築学会近畿支部研究報告集・計画系 (52)、641-644。
- 漕代営農組合、<http://www4.ocn.ne.jp/~einou/henkou.htm>。
- 国土交通省都市・地域整備局都市計画課 [2005]「景観法の概要」
<http://www.mlit.go.jp/crd/townscape/keikan/pdf/keikanhou-gaiyou050901.pdf>。
- 小林努・日高圭一郎・山下三平・片岡寛之 [2012]「景観法制定前後の景観形成基準文の変化に関する分析」、日本建築学会研究報告・九州支部・3、計画系 (50)、317-320。
- 武内 和彦 [2008]「都市農村融合による持続可能な地域づくり (特集 人口減少時代の都市と「農」を考える)」、都市計画 57(4)、61-64。
- 第 29 回農地保全研究部会 [2008]「農地保全の研究 第 29 号」
http://www.bio.mie-u.ac.jp/kankyo/chiiki/ryuiki/NouchiHozen_29.pdf。
- 西英子・中山徹 [2002]「市区内狭域行政区におけるまちづくりの現状と課題」、日本建築学会技術報告集 15、289-294。
- 本田恭子・山下良平 [2010]「農地・水・環境保全向上対策への参加条件と地域ぐるみ共同活動の実状：地域資源管理への非農家の参加が見られる兵庫県福崎町を事例に」、農村計画学会誌 28、345-350。
- 姫野由香・佐藤誠治・松本彩花・牛苗 [2013]「景観法に基づく広域景観計画の役割と運用実態 その 1」、学術講演梗概集 2013 (都市計画)、389-390。
- 松本彩花・佐藤誠治・姫野由香・牛苗 [2013]「景観法に基づく広域景観計画の役割と運用実態 その 2」、学術講演梗概集 2013 (都市計画)、391-392。
- 三重県松阪建設事務所 [2004]「被川環境保全協働ビジョン」http://www.pref.mie.lg.jp/MKENSET/HP/original/jumin/haraikawa/haraikawa_vision.pdf。
- 山本勝利・横張真 [1991]「アンケート調査を用いた地域住民による農村景観評価の把握」、農村計画学会誌 10(1)、17-24。